

平成 27 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社きちり  
(コード番号 : 3082 東証第一部)  
本 店 所 在 地 大阪市中央区安土町二丁目 3 番 13 号  
代 表 者 名 代表取締役社長 平川 昌紀  
問 合 せ 先 常務取締役  
経営管理本部長 葛原 昭  
電 話 番 号 06-6262-3456(代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 27 日開催の取締役会におきまして、平成 27 年 9 月 25 日に開催予定の第 17 期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 29 条(取締役の責任免除)第 2 項及び第 40 条(監査役の責任免除)第 2 項の規定の一部を変更するものであります。なお、第 29 条(取締役の責任免除)第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 29 条 (省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役( <u>業務執行取締役等であるものを除く。</u> )との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。
(監査役の責任免除) 第 40 条 (省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。	(監査役の責任免除) 第 40 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 27 年 9 月 25 日 (金)

定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 9 月 25 日 (金)

以 上